

議案第36号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後

別表第1（第3条関係）

略	
4 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの
5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの
6 知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であって、規則で定めるもの
7 略	
8 略	
9 略	

別表第2（第3条関係）

略		
教育 委員	別表第1の7の項又は8の 項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4 欄に掲げる情報

改 正 前

別表第1（第3条関係）

略	
4 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの
5 略	
6 略	
7 略	

別表第2（第3条関係）

略		
教育 委員	別表第1の5の項又は6の 項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4 欄に掲げる情報

会		
略		

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の7の項又は8の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	別表第1の9の項に掲げる事務	法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報
略			
教育委員会	知事	別表第1の1の項又は法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報
教育委員会	知事	別表第1の5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
略			

会		
略		

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	別表第1の7の項に掲げる事務	法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報
略			
教育委員会	知事	別表第1の1の項又は法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報
略			

（鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項から<u>6の項</u>までに掲げる事務</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項から<u>4の項</u>までに掲げる事務</p>
<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の<u>7の項</u>から<u>9の項</u></p>	<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の<u>5の項</u>から<u>7の項</u></p>

までに掲げる事務

までに掲げる事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。